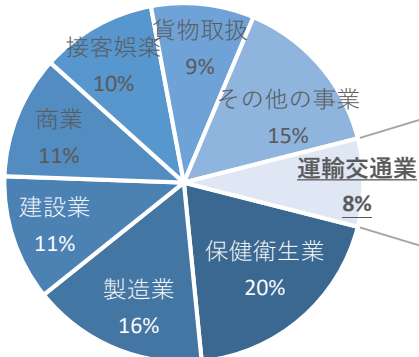
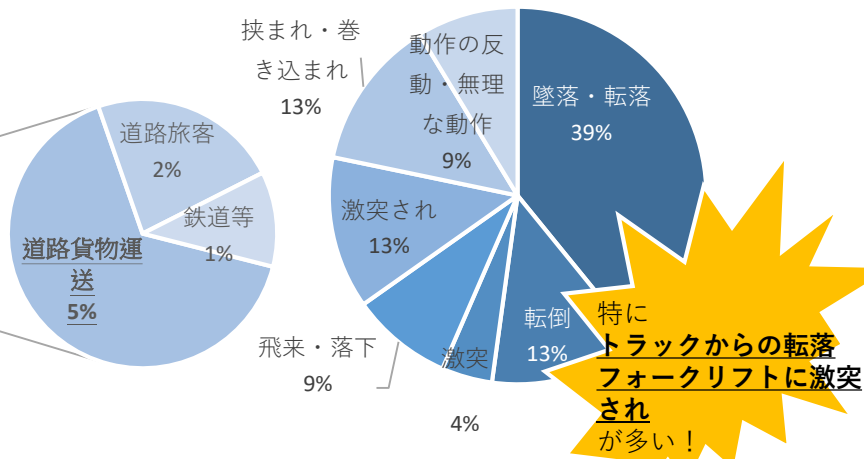


労働災害の現状と対策事例

傷病者数の割合
(業種別、小田原署令和3年確定値)

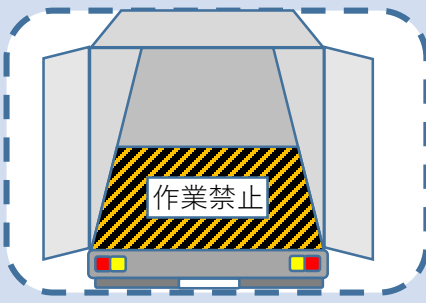
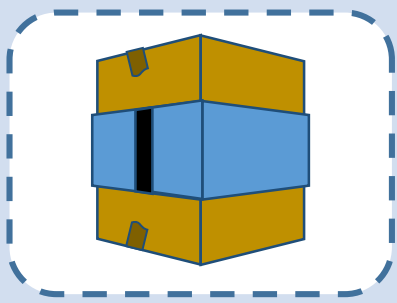


道路貨物運送業の事故の型
(小田原署令和3年確定値)



労働災害が発生した状況、対応例のご紹介

災害発生状況	原因	対応例
トラックの荷台でパレットの荷解きをしていた労働者の背部に、フォークリフトで運んでいた製品が激突したものの。	・フォークリフトの作業範囲で、フォークリフト作業員と運転手とが別の作業を行っていたこと。	・フォークリフトの作業員は、運転手の指示があるまでフォークリフトの作業を行わないこと。 ・フォークリフトが作業を行う間、運転手が作業範囲外に移動すること。 ・フォークリフトの作業を行うのに十分な場所にトラックを移動させてから作業を行うこと。
トラックの荷台で荷物整理をしていた運転手が、あおりに足をぶつけた際に、あおりが倒れてバランスを崩し、墜落したものの。	・あおり止めをロックしていなかったこと。	・あおり止めに色付けしたり、注意書きをして、目立つようにしたこと。 ・作業前や朝礼時に指差し呼称であおり止めのロックについて確認すること。

災害発生状況	原因	対応例
トラックの荷台の中で、積み上げたプラスチック製の箱の荷下ろしをしていた運転手が、プラスチック製の箱が荷崩れした際に、背中から地面に転落したものの。 	・トラックから転落するおそれのある箇所での荷下ろしの作業を行っていたこと。 ・箱を積み上げただけの状態であり、荷崩れ防止の対策を行っていなかったこと。 	・箱が荷崩れしないように、荷崩れ防止用のロープやバンドを使用すること。 ・トラックの中で荷下ろしの作業を行う際に作業禁止箇所をトラテープで明確に区分けし、トラテープの箇所ではトラックの外側に体を向けて荷下ろしのみを行う取り扱いにしたこと。

道路貨物運送業の災害発生防止のポイント

- **フォークリフトの作業範囲内で作業することは禁止されています！**
（労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第151条の7）作業前に安全な計画を作成し、労働者とフォークリフトの作業範囲は明確に分けてください。
- トラックからの墜落は、トラックの端部で作業・通行している際に発生します。端部で行う作業の見直しをご検討ください。

参考資料



陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項
～重大な災害事例に学ぶ災害防止ポイント～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunits uite/bunya/0000139559.html>



ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル
～安全に作業するための8つのルール～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunits uite/bunya/0000098500.html>



陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
～荷台昇降設備・装備はありますか？～

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11809.html



テールゲートリフターを安全に使用するために
2ステップで学ぶ6基本&11場面別ルール

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunits uite/bunya/0000212478.html>